

# 3級FP 実技対策問題

---

【どりめざFP合格ネット】

～個人資産相談業務～

(タックスプランニング)

- 問題文中に指示がない限り、特約、特例については、考慮する必要はありません。

**【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（問1～問2）に答えなさい。**

＜設例＞

会社員のAさん（50歳）は、妻Bさん（48歳）、長男Cさん（20歳）、母Dさん（80歳）との4人暮らしである。Aさんおよび家族は下記のような治療等を受けたため、これに係る費用について医療費控除の適用を受けたいと考えている。

Aさんの家族構成および平成29年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

〈Aさんの家族構成〉

- ・ Aさん : 会社員
- ・ 妻Bさん : 専業主婦。平成29年中の収入はない。
- ・ 長男Cさん : 大学生。平成29年中の収入はない。
- ・ 母Dさん : 平成29年中に公的年金等の老齢給付として120万円を得ている。

〈Aさんの平成29年分の収入等に関する資料〉

- ・ 給与収入の金額 : 900万円
- ・ 不動産所得の金額 : 50万円

※Aさんは、所轄税務署長に「青色申告承認申請書」は提出していない。

〈Aさんと家族が受けた治療等に対して支払った費用に関する資料〉

- ・ Aさんは、平成29年7月に人間ドックを受診し、その費用を平成29年中に支払った。なお、人間ドックの結果、重大な疾病は発見されなかった。
- ・ Aさんは、妻Bさんが平成28年12月に受けた歯科治療に係る費用を平成29年1月に支払った。
- ・ Aさんは、長男Cさんの視力回復レーザー手術（レーシック手術）に係る費用を平成29年中に支払った。

※妻Bさん、長男Cさん、母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※家族の年齢は、いずれも平成29年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

**問1**

Aさんの平成29年分の所得税における医療費控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) Aさんが受診した人間ドックの費用は、その人間ドックによって特に異常が発見されなかったため、平成29年分の医療費控除の対象とならない。
- 2) Aさんが平成29年1月に支払った妻Bさんの歯科治療に係る費用は、その治療が平成28年中に行われているため、平成29年分の医療費控除の対象とならない。
- 3) 平成29年中に支払った医療費控除額の対象となる医療費の総額が20万円を超えていなければ、医療費控除額が算出されないため、Aさんは医療費控除の適用を受けることができない。

## 問2

Aさんの平成29年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 690万円
- 2) 740万円
- 3) 950万円

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	～ 360	収入金額×30% + 18万円
360	～ 660	収入金額×20% + 54万円
660	～ 1,000	収入金額×10% + 120万円
1,000	～	220万円

【第2問】次の設例に基づいて、下記の各問（問3～問4）に答えなさい。

〈設例〉

会社員のAさん（50歳）は、妻Bさん（48歳）、長男Cさん（20歳）および長女Dさん（15歳）との4人家族である。Aさんは、平成29年中に、加入していた一時払変額個人年金保険の解約返戻金を受け取った。Aさんの平成29年分の給与収入の金額に関する資料等は、以下のとおりである。

〈Aさんの家族構成〉

- ・ Aさん : 会社員
- ・ 妻Bさん : 平成29年中にパートタイマーとして給与収入90万円を得ている。
- ・ 長男Cさん : 大学生。平成29年中に収入はない。
- ・ 長女Dさん : 中学生。平成29年中に収入はない。

〈Aさんの平成29年分の給与収入の金額に関する資料〉

- ・ 給与収入の金額 : 800万円

〈Aさんが平成29年中に解約した一時払変額個人年金保険に関する資料〉

保険の種類 : 一時払変額個人年金保険

契約年月日 : 平成14年7月1日

契約者（＝保険料負担者） : Aさん

解約返戻金額 : 900万円

正味払込保険料 : 800万円

※妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※家族の年齢は、いずれも平成29年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

### 問3

所得税の確定申告に関する以下の文章の空欄(1)～(3)に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

給与所得者の給与から源泉徴収された所得税は、勤務先で行う年末調整によって精算されるため、その年分の所得が1カ所のみからの給与所得だけであれば、原則として、給与所得者は、所得税の確定申告が不要である。ただし、その年分の給与収入の金額が（ 1 ）万円を超える給与所得者の場合は、勤務先での年末調整の対象とならないため、所得税の確定申告をしなければならない。

Aさんは、平成29年分の給与収入の金額は（ 1 ）万円を超えていないが、給与所得および退職所得以外の所得金額が（ 2 ）万円を超えているため、平成29年分の所得税の確定申告をしなければならない。なお、所得税の確定申告を要しない場合であっても、年末調整では控除されない（ 3 ）などの適用を受ける場合には、所得税の還付を受けるために確定申告書を提出することができる。

- 1) (1)2,000 (2)10 (3)寄附金控除
- 2) (1)2,000 (2)20 (3)医療費控除
- 3) (1)1,000 (2)10 (3)生命保険料控除

### 問4

Aさんの平成29年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 625万円
- 2) 650万円
- 3) 700万円

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	～ 360	収入金額×30% + 18万円
360	～ 660	収入金額×20% + 54万円
660	～ 1,000	収入金額×10% + 120万円
1,000	～	220万円